



後期高齢者医療保険料のお知らせ

▶お問い合わせ 税務課 ☎73-3006
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

令和4年度後期高齢者医療保険料について

令和4・5年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直しを行っています。医療費の増加などを考慮し、令和4・5年度の保険料率が次のとおり改定されました。

区分	令和2・3年度	令和4・5年度	増加額(率)
均等割額	49,800円	50,800円	1,000円
所得割率	9.78%	9.80%	0.02%

※個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。
※保険料(年額)の上限額は、64万円から66万円に変更されました。

均等割額の軽減について

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円+ 10万円×(★給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+ (28.5万円×世帯の被保険者数)+ (10万円×(★給与所得者等の数-1))以下	5割
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数)+ (10万円×(★給与所得者等の数-1))以下	2割

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になった人は、資格取得日が賦課期日になります。

※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。
(★)一定の給与所得がある人、または公的年金などの所得がある人



ご存じですか? 遺児年金支給事業

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

次の対象者には、申請により遺児年金が支給されます。

対象

- ・市内に住所を有し、「遺児」の親権を行う人
- ・現に「遺児」を監護している人
- ※「遺児」とは市内に住所を有する義務教育終了前の子どもであって、次の各号のいずれかに該当する人
 - (1) 父母が死亡
 - (2) 父または母が死亡
 - (3) 父または母の一方が1年以上生死不明

※ただし、離婚後に死亡した場合や離婚後に生死が分からなくなった場合は該当しません。

支給額

遺児1人につき年額 12万円
※年3回(7月・11月・3月)支給

申し込み先

子育て支援課または各支所

※現在、遺児年金を受給している人には「現況届」を送付しますので、4月28日(木)までに提出してください。



後期高齢者医療制度のお知らせ

▶お問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

後期高齢者医療窓口負担割合の見直しについて

一定以上の所得がある後期高齢者医療被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある被保険者の人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費窓口負担割合	区分	医療費窓口負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

窓口負担割合が2割の対象となる人の所得基準について

10月1日以降は、窓口負担割合の判定年度の前年中の所得を基に、次の所得基準などを全て満たす場合、窓口負担割合が2割となります。

- ・世帯内の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得^{※1}が28万円以上145万円未満の被保険者がいる。
- ・世帯内の後期高齢者医療被保険者の「年金収入^{※2}+その他の合計所得金額^{※3}」の合計が320万円以上(単身世帯の場合は200万円以上)である。

※1 「住民税課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)です。

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※3 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。



市内在住の65歳以上の皆さん

福祉タクシー・高齢者運転免許証自主返納支援事業を利用できます

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

高齢者の交通手段の確保と経済的負担の軽減および交通事故の減少を目的として、福祉タクシー利用券を交付しています。

対象者

次の条件を全て満たす人

- ① 4月1日現在で、市内に住所を有する満65歳以上の人(昭和32年4月2日以前に生まれた人)
- ② 運転免許証(原付を含む)を持っていない人(返納した人・失効した人・取得したことがない人が対象)

※新たに該当する人や、福祉タクシー利用券対象者登録をしていない人は、福祉課または各支所で登録してください。

利用券交付額

1年につき8,000円分

コミュニケーションバスにも利用できます

- ・福祉タクシー利用券2枚(1,000円分)を市コミュニケーションバス乗車回数券と交換することで、バスも利用できます。
- ・バス乗車時に交換できます。

注意事項

- ・タクシー利用券・バス回数券は、交付された本人のみ使用できます。
- ・不正な使用・申請があった場合は、タクシー利用券の返還や受け取り資格を取り消す場合があります。
- ・すでに登録済みの方で、タクシー利用券が不要な人は、福祉課までご連絡ください。